

2023年4月5日

各位

日本エス・エイチ・エル株式会社
代表取締役社長 奈良 学
(コード：4327、スタンダード)
問合せ先：取締役 中村 直浩
TEL 03-5385-8781 (代表)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社取締役会は、本日、2023年6月中旬を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2023年4月21日（金）を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主といたします。

- (1) 基準日 2023年4月21日（金）
- (2) 公告日 2023年4月6日（木）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<http://www2.shl.ne.jp/pub/index.asp>

2. 本臨時株主総会の開催日時及び付議議案等について

当社が2023年3月1日に公表した「Blossom Bidco 株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始に係る意見表明（賛同）及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、Blossom Bidco 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び株式会社マイナビ（以下「マイナビ」といいます。）が所有する当社株式の全てを除きます。以下同じです。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、当社に対し、本公開買付けの成立後に、公開買付者が当社株式の全てを取得し、当社の株主を公開買付者及びマイナビのみとするため、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を速やかに開催することを当社に要請する予定とのことです。



このたび、当社は、公開買付者から要請を受け、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、本基準日を設定することにいたしました。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第お知らせいたします。

以 上